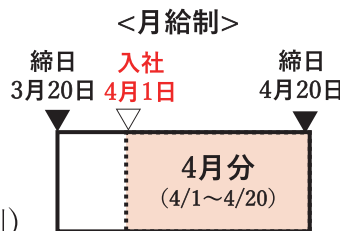


今回は「算定基礎届」の作成時のポイントを紹介します。

算定基礎届は毎年7月にその年の4月、5月、6月に支給した報酬の届出をするものです。
今回は算定基礎届作成時のポイントとよくある間違いをご紹介します。

ケース①給与計算期間の途中から入社したとき(途中入社月の扱い)

給与の計算期間が毎月20日締、翌月10日支払の会社に4月1日に入社した場合
(月給制)



算定基礎届作成時のポイント

・給与計算期間の途中に資格取得した者等については、その途中入社月(月給制で本来1か月分として受ける額を受けていない月)は算定の対象から除く。

よくある間違い

給与計算期間の途中から入社したときに、日割計算により本来受ける1か月分の給与が支給されていない月も支払基礎日数が17日以上あることから算定の対象月に含めて報酬月額を算出していた。



正しい取り扱い

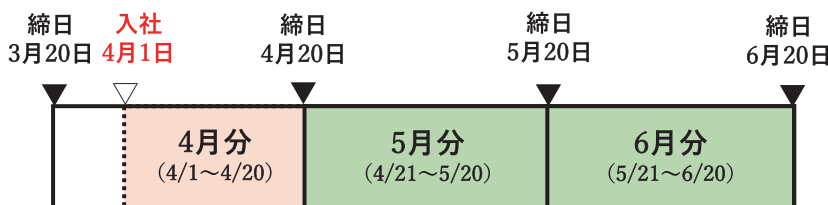
給与計算期間の途中から資格取得したことにより本来受ける1か月分の給与が支給されない場合は当該月(途中入社月)を除いた月を対象とする。

<具体例>

《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	報酬	算定対象
4月	0日	0	×
5月	20日	148,000	×
6月	30日	200,000	○
総計		348,000	



実際に報酬が支払われた月

5月支払(4月分)の給与は日割り計算の20日分(4/1~4/20)で1か月分支給されないため算定の対象月から除きます。

5/10 支払日 (支払基礎日数20日) 算定対象×
6/10 支払日 (支払基礎日数30日) 算定対象○
7/10 支払日

《記入例》

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ													
	⑤ 従前の標準報酬月額				⑥ 従前改定月 報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑨ 備考											
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)													
									⑮ 平均額													
	⑯ 修正平均額																					
1	① 91		② 年金 太郎			③ 5-590619		④ 令和 7 年 9 月		⑦ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月)												
	⑤ 200 千円		⑥ 200 千円		R 7 年 4 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧週及支払額		⑩ 3. 月額変更予定 途中入社 5. 病休・育休・休職 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(令和7年4月1日取得 毎月20日払、翌月10日支払)											
	⑨支給月 4 月	⑩日数 20 日	⑪通貨 148,000 円		⑫現物 0 円		⑬合計(⑪+⑫) 148,000 円		⑭総計 348,000 円													
	5 月	20 日	148,000 円		0 円		148,000 円		⑮平均額 174,000 円													
	6 月	30 日	200,000 円		0 円		200,000 円		⑯修正平均額 200,000 円													

「4. 途中入社」を○で囲み、「9. その他」欄に資格取得年月日および給与の締め支払日を記入します。

報酬月額 = 200,000円(6月)

6月のみの報酬を記入します。

ケース②短時間労働者の定時決定を行うとき

「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者の報酬月額を算出する場合

算定基礎届作成時のポイント

- ・一般的な被保険者の場合は支払基礎日数(※1)が**17日**以上ある月が算定の対象月となる。
- ・「特定適用事業所」(※2)に勤務する短時間労働者(※3)の場合は支払基礎日数が**11日**以上ある月が算定の対象月となる。

(※1)支払基礎日数とは・・・その報酬の支払い対象となった日数

(※2)特定適用事業所とは・・・被保険者数が常時51人以上の事業所

(※3)短時間労働者とは・・・「特定適用事業所」に勤務する方で、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である方のうち、以下の条件にすべて該当する方

加入対象(短時間労働者)の要件

- | | |
|--|---|
| ☐ 週の所定労働時間が20時間以上 | ☐ 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上 | ☐ 学生ではない |

よくある間違い

短時間労働者は支払基礎日数が**11日**以上の月が算定の対象月となるが、一般的な被保険者と同様に**17日**以上の月を算定対象月として報酬月額を算出していた。



正しい取り扱い

「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者は支払基礎日数が**11日**以上の月を算定の対象月として報酬月額を算出する。

<具体例>

《賃金台帳》 (単位: 円)

月	支払基礎日数	報酬	算定対象
4月	17日	137,700	○
5月	15日	121,500	○
6月	15日	121,500	○
総計		380,700	

4月、5月、6月の3月とも支払基礎日数が**11日**以上あるため、短時間労働者の場合はすべて算定の対象月に含めます。

《記入例》

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号〔基礎年金番号〕 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑥ 従前の標準報酬月額		⑦ 従前改定月		⑧ 昇(降)給		⑨ 選及支払額		⑩ 備考	
⑪ 給与計算の基礎日数		⑫ 通貨によるものの額		⑬ 現物によるものの額		⑭ 合計(⑫+⑬)		⑮ 平均額	
⑯ 修正平均額		⑰ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑱ 平均額		⑲ 修正平均額			
①	28	②	厚生 桃子	③	5-550909	④	令和 7 年 9 月		
⑤	126	⑥	126	⑦	R 6 年 10 月	⑧	昇給	⑨	選及支払額
⑩	4 月 17 日	⑪	137,700 円	⑫	0 円	⑬	137,700 円	⑭	380,700 円
⑮	5 月 15 日	⑯	121,500 円	⑰	0 円	⑱	121,500 円	⑲	126,900 円
⑳	6 月 15 日	㉑	121,500 円	㉒	0 円	㉓	121,500 円	㉔	126,900 円

支払基礎日数が**11日**以上ある4月、5月、6月の3か月分の合計を記入します。

報酬月額

$$(137,700円 + 121,500円 + 121,500円) \div 3 = 126,900円$$

【ご案内】算定基礎届の記入・提出ガイドブックについて

算定基礎届について様々なケースの記入例や、よくあるご質問と回答を「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」に掲載しています。算定基礎届作成のご参考にしてください。

「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。右下のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

算定基礎届の記入・提出ガイドブック

日本年金機構ホームページ

